

資料 8 - 1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設市町村別届出数 ( 1 / 2 )

(平成12年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気基準適用施設(施行令別表第1)					水質基準適用施設(施行令別表第2)						
	施設数				小計	事業所数	施設数				小計	事業所数
	4	5					1	6	7	10		
	アルミニウム合金 製造用焙焼炉等	廃棄物焼却炉		小型焼却炉 (左記未満)			クラフトパルプ 等製造用塩素 系漂白施設	アルミニウム合 金製造用溶解 炉等廃ガス洗 浄施設等	廃棄物焼却炉 の廃ガス洗浄 施設等	左記施設設置 事業所からの排 水処理施設		
焼却能力200kg/時 以上又は火格子 面積2m <sup>2</sup> 以上												
川之江市		4	13	17	17	2		3	1	6	4	
伊予三島市		7	3	10	7	4		2		6	3	
新宮村												
土居町		2	8	10	10			1		1	1	
別子山村												
新居浜市		23	8	31	16		1	2	3	6	3	
西条市		5	7	12	9			4		4	3	
東予市		1	9	10	4			1		1	1	
小松町		2	2	4	2			1		1	1	
丹原町												
今治市		6	4	10	8			1		1	1	
朝倉村		1		1	1							
玉川町												
波方町		2		2	2							
大西町		2	2	4	3							
菊間町		1		1	1							
吉海町												
宮窪町		3	2	5	3							
伯方町		3		3	3							
魚島村			1	1	1							
弓削町		1		1	1							
生名村		1		1	1							
岩城村		1		1	1							
上浦町			1	1	1							
大三島町		1		1	1							
関前村												
松山市	2	22	23	47	36			6		6	3	
北条市		3	5	8	6							
重信町		2	5	7	4							
川内町		6	4	10	6							
中島町		1		1	1							
久万町		2	5	7	6							
面河村												
美川村												
柳谷村			1	1	1							
小田町		1		1	1							

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設市町村別届出数 ( 2 / 2 )

(平成12年度末現在)

区分 施設名 市町村名	大気基準適用施設(施行令別表第1)					水質基準適用施設(施行令別表第2)						
	施設数				小計	事業所数	施設数				小計	事業所数
	4	5					1	6	7	10		
	アルミニウム合金 製造用焙焼炉等	廃棄物焼却炉		小型焼却炉 (左記未満)			クラフトパルプ 等製造用塩素 系漂白施設	アルミニウム合 金製造用溶解 炉等廃ガス洗 浄施設等	廃棄物焼却炉 の廃ガス洗浄 施設等	左記施設設置 事業所からの排 水処理施設		
伊予市		2	10	12	10							
松前町		1	2	3	3							
砥部町		1	3	4	4							
広田村												
中山町			2	2	2							
双海町			1	1	1							
長浜町		1	3	4	4							
内子町		3	2	5	4							
五十崎町		2	4	6	5							
肱川町												
河辺村												
大洲市		5	12	17	16			1		1	1	
八幡浜市		2	7	9	7							
保内町		4	10	14	10			2		2	1	
伊方町			1	1	1							
瀬戸町		1		1	1							
三崎町		1		1	1							
三瓶町			3	3	3							
明浜町		2		2	1							
宇和町		2	12	14	12			1		1	1	
野村町		2	5	7	6							
城川町			1	1	1							
宇和島市		3	13	16	15							
吉田町		1		1	1							
三間町		1	1	2	2							
広見町		2	5	7	6							
松野町												
日吉村		1	2	3	2							
津島町		5	3	8	7							
内海村		1		1	1							
御荘町			1	1	1							
城辺町		2	1	3	2			1		1	1	
一本松町		1		1	1							
西海町		1	1	2	2			1		1	1	
合計	2	150	208	360	285	6	1	27	4	38	25	

資料 8 - 2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制対象施設

1 大気基準適用施設(施行令別表第1)及び排出基準

(単位:ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>、ngは100億分の1g)

令別表第1号番号	特定施設の種類		排出基準		
			～平成14年11月30日	平成14年12月1日～	
1	焼結炉(銑鉄製造)の製造用焼結炉 [原料処理能力1トン/時以上]	新設	0.1		
		既設	2	1	
2	製鋼用電気炉(鑄鉄、鍛鋼用は除く) [変圧器の定格容量1000kVA以上]	※新	0.5		
		※既	20	5	
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉等 [原料処理能力0.5トン/時以上]	新設	1		
		既設	40	10	
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉等 [原料処理能力0.5トン/時以上、溶解炉は容量1トン以上]	新設	1		
		既設	20	5	
5	廃棄物焼却炉 [火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50kg/時間以上]	4トン/時以上	※新	0.1	
			※既	80	1
		4トン/時未満 2トン/時以上	※新	1	
			※既	80	5
		2トン/時未満 200kg/時以上 (又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上)	※新	5	
			※既	80	10
200kg/時未満 50kg/時以上 (又は火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上)	新設	5			
	既設	80	10		

注1 平成12年1月15日以降に設置された施設については、新設の基準が適用される。

2 平成12年1月14日以前に設置された施設については、既設の基準が適用される。

3 製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉について、※既は平成9年12月1日以前、※新は平成9年12月2日以降に設置された施設について適用される。

2 排水規制の特定施設及び排出基準

施行令 別表第 2の号 番号	特定施設の種類	新設施設の 排出基準	既設施設の排出基準	
	(水質基準適用施設)		～平成15年1月14日	平成15年1月15日～
1	硫酸鉛パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)製造用の塩素、塩素化合物による漂白施設	10	10	10
2	硫酸カリウム製造施設の排ガス洗浄施設		10	
3	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設		20	
4	カプロラクタム製造施設(塩化ニトロシルを使用するもの)の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設		10	
5	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設の水洗施設及び廃ガス洗浄施設		10	
6	アルミニウム又はその合金製造用の焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		20	
7	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水を排出するもの		50	
8	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設		10	
9	下水道終末処理施設(1～8及び10の施設の汚水等を含む下水を処理するもの)		10	
10	1～8号の施設を設置する事業場からの排水(当該施設の汚水等を含むもの)の処理施設(9を除く。)		10	

資料 8 - 3 平成12年度ダイオキシン類環境調査結果

○環境大気調査(発生源周辺)

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

採取場所	調査結果			環境基準
	夏 期	冬 季	平 均	
伊予三島市	0.053	0.047	0.050	0.6
新居浜市	0.12	0.043	0.082	
小松町	0.14	0.034	0.087	
今治市	0.11	0.029	0.070	
八幡浜市	0.039	0.019	0.029	
宇和島市	0.073	0.030	0.052	

○環境土壌調査(発生源周辺)

(単位:pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準
伊予三島市	1.1	1000
新居浜市	1.8	
小松町	0.12	
今治市	0.37	
八幡浜市	0.10	
宇和島市	0.040	

○公共用水域等調査(水質)

(単位:pg-TEQ/l)

区 分	採取場所	調査結果	環境基準
河 川	金生川	0.17	1
	中山川	0.13	
	宇和川	0.14	
海 域	伊予三島・川之江海域	0.14	
	新居浜海域	0.084	
	今治海域	0.10	
	北条海域	0.086	
	松前海域	0.11	
	宇和島海域	0.49	
地下水	川之江市	0.18	
	伊予三島市	0.086	
	西条市	0.12	
	宇和町	0.12	

○公共用水域等調査(底質)

(単位:pg-TEQ/g)

区 分	採取場所	調査結果	環境基準	11年度全国調査 濃度範囲(平均)
河 川	金生川	6.3	設定なし	0.066~230 (5.4)
	中山川	0.70		
	宇和川	0.70		
海 域	伊予三島・川之江海域	4.3		
	新居浜海域	5.6		
	今治海域	0.76		
	北条海域	1.0		
	松前海域	1.4		
	宇和島海域	11		

資料 8 - 4 平成 12 年度環境ホルモン実態調査結果 (環境省)

地点名称			PCB	トリブチルスズ*	トリフェニルスズ*	ベンゾ(a)ピレン	ビスフェノール A	ノニルフェノール	4-ニトロトルエン	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	17β エストラジオール	17α エストラジオール	エチニルエストラジオール		
水質	本県	河川	中山川(新浜衛橋)	0.02	N.D.	N.D.	N.D.	0.02	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.		
			岩松川(岩松橋)	0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0001	
		海域	新居浜海域	0.68	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0003	N.D.	N.D.
			松山海域	0.02	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.0001	N.D.	N.D.
		地下水	八幡浜市	0.03	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.06	N.D.	0.0003	N.D.	N.D.
			松山市中村	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
	松山市千舟町		0.44	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	
	全国	最大値		150	0.004	N.D.	0.07	0.72	7.1	0.17	6.9	0.28	0.021	0.0008	
		検出地点数		131	5	0	4	82	40	8	49	133	47	9	
		調査地点数		171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171	171
底質	本県	海域	新居浜海域	6.00	42	2.7	53	47	17	N.D.	61	0.07	0.03	N.D.	
	全国	最大値		770	300	10	3000	47	5600	N.D.	6100	1.4	0.50	N.D.	
		検出地点数		47	44	14	45	14	33	0	47	46	39	0	
		調査地点数		48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48

注) 水質の単位はPCBはng/L、他はμg/L、底質はμg/kg

資料 8 - 5 平成 12 年度環境ホルモン実態調査結果 ( 国土交通省 )

地点名称		4- <i>t</i> -オクチルフェノール	ノニルフェノール	フタル酸シ <sup>+</sup> -2-エチルヘキシル	フタル酸シ <sup>+</sup> - <i>n</i> -ブチル	ビスフェノール A	17β エストラジオール
重信川	出合橋	ND	ND	—	ND	ND	0.0005
肱川	肱川橋下流	ND	ND	—	ND	ND	ND
銅山川	新宮ダム	—	—	0.51	ND	—	—
	柳瀬ダム	—	—	0.31	ND	—	—

注 1 ) 単位は μ g / L

2 ) ND は検出されず